

鳥取市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第27号

鳥取市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市職員給与条例施行規則（昭和26年鳥取市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長事務部局の部その他の機関の款中

「

課長補佐	6種
鳥取東保健センターの所長	6種(市長が承認したものにあっては4種)
室長	7種

を

「

課長補佐	6種
室長	7種

に

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。